



資料 - 2

島根原子力発電所 1号機 廃止措置の状況について

2019年 8月30日

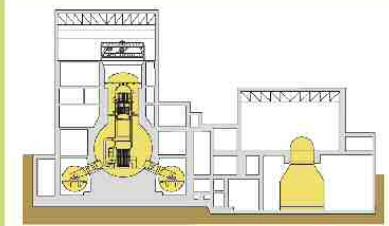
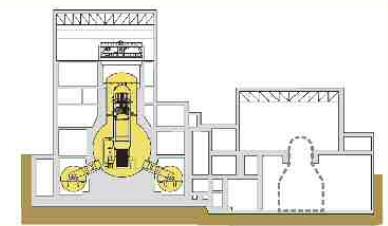
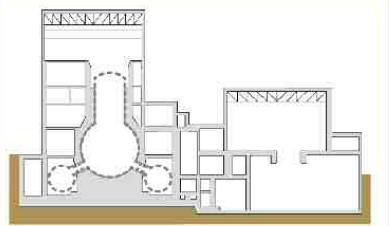
中国電力株式会社

島根原子力発電所の設備概要と現在の状況

	1号機	2号機	3号機
営業運転開始	1974年3月	1989年2月	未定
定格電気出力	46万kW	82万kW	137.3万kW
原子炉型式	沸騰水型 (BWR)	沸騰水型 (BWR)	改良型沸騰水型 (ABWR)
運転状況	営業運転終了 (2015年4月30日)	2012年1月～ 停止中 (第17回定期検査中)	建設中 設備の据付工事完了 (総工事進捗率：93.6%) 2011年4月末時点
新規制基準への 対応状況等	廃止措置中 (2017年7月28日着手)	国へ適合性審査を申請 (2013年12月25日)	国へ適合性審査を申請 (2018年8月10日)

廃止措置の工程

- 廃止措置は工程を4段階に区分し、約30年かけて実施する予定です。
- 現在、第1段階の作業に取り組んでおり、第2段階以降の具体的な作業計画は、第1段階に実施する施設の汚染状況調査結果等を踏まえ、改めて策定することとしています。

廃止措置の実施区分		現在の工程			
廃止措置の実施区分	主な作業	廃止措置計画認可日～2021年度 解体工事準備期間 (第1段階)	2022～2029年度 原子炉本体周辺設備等 解体撤去期間(第2段階)	2030～2037年度 原子炉本体等解体撤去期間 (第3段階)	2038～2045年度 建物等解体撤去期間 (第4段階)
		 <p>安全貯蔵</p> <p>燃料搬出・譲り渡し</p> <p>汚染状況の調査</p>	 <p>放射線管理区域内の設備 (原子炉本体以外) の解体撤去</p>	 <p>原子炉本体の解体撤去</p> <p>汚染の除去</p> <p>放射線管理区域外の設備の解体撤去</p>	 <p>建物等の解体撤去</p> <p>放射性廃棄物の処理処分</p>

廃止措置計画認可申請からこれまでの経緯

- ・2016年 4月28日 廃止措置計画について、関係自治体と締結する安全協定に基づく事前了解の申し入れ等※を実施
- ・～ 7月 1日 関係自治体から廃止措置計画の申請について了解する等の回答を受領
- ・2016年 7月 4日 原子力規制委員会へ廃止措置計画認可を申請
- ・2017年 2月14日 原子力規制委員会へ廃止措置計画認可申請書に係わる補正書を提出
- ・2017年 4月19日 原子力規制委員会が廃止措置計画を認可
- ・～ 7月11日 関係自治体から廃止措置計画について事前了解等の回答を受領
- ・2017年 7月28日 廃止措置作業に着手（汚染状況の調査）
- ・2018年 9月 7日 新燃料の搬出・譲り渡し完了
- ・2018年12月 3日 管理区域外にある役目を終えた設備の解体撤去作業に着手

※島根県、松江市に「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に基づく事前了解を申し入れ。

出雲市ならびに鳥取県、米子市および境港市に「島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保等に関する協定」ならびに「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき計画概要を報告。

安来市、雲南市に当時の「島根原子力発電所に係る情報連絡について」に基づき連絡。（平成29年2月10日、「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」を締結）

廃止措置作業の状況について

○第1段階の「解体工事準備期間」では、第2段階以降の解体工事に向けた汚染状況の調査や新燃料の搬出、放射線管理区域外にある役目を終えた設備の解体撤去などを行い、廃止措置を着実に進めています。



汚染状況の調査
(線量率測定箇所のマーキング)



未使用の新燃料92体 搬出・譲り渡し



管理区域外にある役目を終えた設備の解体撤去
(タンクの吊り上げ)



管理区域外にある役目を終えた設備の解体撤去
(中央制御室制御盤の撤去)

(参考) 島根 1号機 冷却告示に係る見直しについて

廃止措置計画認可を受けた島根 1号機は、2018年2月15日付けで発出された「原子力規制委員会告示第三号（冷却告示）」において、「照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設」と定められたことを踏まえて、以下を見直しました。

■「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」に規定する、1号機における緊急時活動レベル（EAL）のうち、燃料プールに係る緊急時活動レベルが適用の対象外となりました。

■島根 1号機に係る原子力災害対策重点区域の範囲は、従来の PAZ（予防的防護措置を準備する区域）がなくなり、原子力施設からおおむね半径 5 kmを目安に、当該原子力災害対策重点区域の全てを UPZ（緊急防護措置を準備する区域）に見直されました。

【UPZの範囲を30 km→5 kmに見直し】



＜解説：原子力災害対策を重点的に行う区域（島根 1号機の見直し前および島根 2号機）＞

○発電所から約 5 kmの区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

放射性物質が環境へ放出される前の初期の段階に応じて、避難やヨウ素剤服用など予防的防護措置を準備する区域

○発電所から約 30 kmの区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）

緊急時の防護措置（屋内退避、避難等）を準備することを定めた区域